

第 30 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 6 年 8 月 8 日（金） 午後 2 時 00 分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
4 番 山下理恵、5 番 濱口佳史、
6 番 金子俊博、7 番 橋田美和、8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子、
10 番 垣谷征志 11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘、14 番 吉尾好市
【推進委員】
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 若藤陽介、5 番 小橋誠一、
6 番 尾崎澄夫、7 番 西村二男
4. 欠席委員 **【農業委員】**
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 江口千寿、13 番 ハジィフ泉
【推進委員】
4 番 宮川建作
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請（農業委員会会長許可）について（3 件）
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請（県知事許可）について（1 件）
議案第 3 号 農地法第 5 条許可後の事業計画変更承認申請（県知事許可）について（1 件）
議案第 4 号 形状変更届について（1 件）
議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - (3) その他の討議・報告事項について

○その他
農地パトロールについて

議 長 それでは、予定の時間も来ましたし、予定の人数もそろいましたので、これより8月の定例会を始めたいと思います。

大変、毎日毎日特別今年はまた暑い日が続いております。わせの稲刈り等、今真っ盛りではないかと思います。大変厳しい暑さの中なので、体には十分に気を付けて、熱中症などにならないようにぜひ気を付けながら、農作業に従事していただきたいと思います。

それでは、早速会議に入りたいと思います。

今日の欠席者、5名くらいおまして、〇〇君、それから〇〇君、〇〇さん、それと〇〇君と〇〇さん、この5人が欠席でございますが、会議は成立をしております。

それで、今日の議事録署名人ですが、〇〇さんと〇〇君にお願いしたいと思います。

それでは早速、議事に入りたいと思います。議案第1号、農地法第3条許可申請が3件出ておりますが、1番より、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 それでは、1ページをお願いします。

議案第1号、農地法第3条申請です。まず、番号1番、譲渡人、〇〇さん。譲受人、〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町浮鞭字弓場1991番1、畑171平米です。理由としまして、所有権の移転、売買となっております。

4ページからをお願いします。

まず、航空機写真となっておりますが、鞭の上の集落へ、上がっていった場所の中にある農地となります。

続きまして、5ページがゼンリンの地図となっております。こちら、申請地の下に〇〇がありますが、こちらに以前〇〇ということで、今は取り壊されている場所になっているようです。

こちら、〇〇さんというお名前がありますが、こちらが今回、譲受人になる方のご自宅です。

6ページの方が、拡大の航空写真となっております。

続きまして、7ページが公図となっております。

続きまして、8ページが現状の写真となっております。

8ページの方で言うと、この〇〇ということになっております。

続いて、9ページが第3条調査書となっておりますので、読み上げさせていただきます。

議案第1号、受付番号1番、譲受人、〇〇さん 譲渡人、〇〇さんです。第2項第1号につきまして、譲受人は主にミョウガ、季節野菜を耕作しており 農作業に従事する状況、今後の営農予定の状況などから見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。作業の従事者として、ご本人と奥様となっております。所有機械として、軽トラックと草刈機となっております。

第2号と第3号は、該当ありません。

第4号につきまして、譲受人は、作業を行う必要がある日数について作業に従事するも

のを見込まれます。年間 200 日の作業従事日数となっております。

第 5 号は、該当はありません。

第 6 号につきましては、当該地は譲受人の住居の隣接地である。農地取得後は、季節野菜を栽培する予定であり、将来的には農業用倉庫としてビニールハウスを建てる予定であります。水利調整、共同防除等周辺への周囲への耕作の支障はないものと見られます。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方から、3 条申請の 1 番につきまして説明がありました。担当委員さんの方で補足説明あれば、お願いします。

〇〇委員 6 ページを見てもろうたら分かるようにね、今の①と書いてる申請地の〇〇がありまして、ここ家建っちゃって、ここを取り壊して、言うたら 1 つになっているような状態です。後ろは、今まで登記は畑ということに、まだそのままということであります。本人に聞きますと、隣を購入したために、後ろの畑も一緒に購入したいと。ほんで、ミョウガをずっとやっておりますので、またこの畑についても今から耕作するということで、問題ないと思います。

議 長 〇〇さんの方からの、畑にするので、また、農業用倉庫に活用するということでございますが。何かこの件につきまして質疑、ありませんかね。
たぶん、その農業用ハウスというか、ハウスのあれにシートを貼って倉庫にするがじゃないろうかと、自分は思うがやけんど。

〇〇委員 ちょうどこの〇〇の前側にね、ちょっとお宮になっちゃうところへ倉庫があるけど、そこが、上が腐るという関係もあって、倉庫も多分確実な本当の倉庫にするがやないろうかと思うけど。いろいろ、やっぱりミョウガの片付けた後の資材とか、そういうものを置きたいという。

議 長 後々は倉庫にすると。はい。何かありませんかね。ないですかね。
(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。3 条許可申請の 1 番につきまして承認をされます方、挙手願います。挙手全員です。3 条許可申請 1 番につきましては、承認をされました。

続きまして、2 番、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 また 1 ページをお願いします。
農地法第 3 条申請の 2 番になりますが、こちらが親族間での贈与になるようです。譲渡

人が〇〇にお住まいの方で、ご親族であります〇〇の譲受人さんに贈与を行うというものになります。

ただ、今回の申請地について調査したところ、非農地と思われる個所もありましたので、3条許可を今回行う所と、非農地証明願で再度提出していただく所とを仕分けする必要があるというふうに思われます。

今回、その議案書に沿って確認していった後、仕分けの確認もさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、2ページの方です。

譲渡人、〇〇さん。譲受人、〇〇さんです。

申請地としまして、黒潮町浮鞭字北中島 53 番、田 849 平米。

同じく、浮鞭字西クグウ 127 番、田 211 平米。

同じく、浮鞭字西クグウ 128 番、田 267 平米。

同じく、浮鞭字西クグウ 129 番、田 224 平米。

同じく、浮鞭字西クグウ 130 番、田 251 平米。

同じく、浮鞭字西クグウ 159 番 1、田 214 平米。

同じく、浮鞭字西クグウ 160 番 1、田 214 平米。

同じく、浮鞭字西クグウ 161 番 3、田 271 平米。

同じく、浮鞭字西クグウ 162 番 1、田 261 平米。

字北馬場 192 番 1、田 354 平米。

同じく、北馬場 193 番 1、田 1,900 平米。

同じく、北馬場 196 番 1、田 887 平米。

同じく、北馬場 199 番 1、田 327 平米。

同じく、北馬場 193 番 1、田 1,900 平米。

同じく、北馬場 199 番 3、田 8.89 平米。

同じく、北馬場 193 番 1、田 1,900 平米。

字南馬場 210 番イ、田 85 平米。

字南奥山 1702 番、畑 1,496 平米。

字庄屋屋式 1960 番 1、畑 151 平米。

同じく、庄屋屋式 1961 番、畑 76 平米。

同じく、庄屋屋式 1962 番、畑 211 平米。

同じく、庄屋屋式 1963 番、畑 664 平米。

同じく、庄屋屋式 1964 番、畑 195 平米。

同じく、庄屋屋式 1965 番、畑 122 平米。

同じく、庄屋屋式 1966 番、畑 644 平米。

同じく、庄屋屋式 1967 番、畑 287 平米。

同じく、庄屋屋式 1968 番、畑 406 平米。

同じく、庄屋屋式 1969 番、畑 59 平米。

同じく、庄屋屋式 1970 番 2、畑 171 平米。

同じく、庄屋屋式 1973 番イ、畑 343 平米。

同じく、庄屋屋式 1976 番、畑 89 平米。

同じく、庄屋屋式 1977 番、畑 92 平米。

字三崎藪 2282 番 1、畑 425 平米。

同じく、三崎藪 2283 番、畑 373 平米。

字社 4068 番、田 1,867 平米です。

こちら、理由としまして、所有権の移転、贈与となっております。

10 ページからをお願いします。

まず、航空写真となっております。右下の方にビオスおおがたが見えておりまして、ビオスの前に広がる広い田んぼの中に申請地があります。こちらが、字で言うと北馬場、西クグウ、北中島といったところになります。続きまして、11 ページをお願いします。

こちら、同じく航空写真ですが、左上の方にあります田んぼが、これが字社になります。右の方にいきまして、まず右の真ん中辺りにあるのが南奥山といいまして、下の方、鞭の消防屯所の方から真っ直ぐ上がって行って墓地があつて、その奥の場所になります。右下の方にあるのが三崎藪という所で、こちらは果樹の木が立っている場所となっていました。続きまして、12 ページをお願いします。

こちらが鞭の上の集落で、鞭の集会所が近くなんですが、字庄屋屋式となっておりますが、ここがかなり宅地も含まれているような場所なので、畑などもあつたりするんですけども、ここも半分近くが非農地の場所になってくると思うので、また後ほど確認させてもらいます。

13 ページからゼンリンの地図となっておりますが、内容はここでは省略させていただきます。それから、17 ページから拡大の航空写真ですが、こちら内容としては同じなので割愛させていただきます。

すみません、今日の当日資料として、こちらの縦長の航空写真を付けさせてもらったんですが、この中で 1 個だけ確認させていただきます。

これがビオスの裏の方に広がっている田んぼなんですが、北馬場と呼ばれる辺りです。この中で、筆として⑧番の所がちょっと長く伸びてきてるんですけども、これが、議案書を作った後に行政書士から連絡がありまして。当日資料をちょっと 1 枚めくっていただいて、公図を付けさせてもらっているんですが、この中に赤枠の場所、こちらの地番が 161-1+616-3 と書かれているんですが、境界が未確定になっている場所ということです。なので、こういうふうにとちょっと長く伸ばして書かせてもらっているんですけども、ただ、場所としてはもうきれいな田んぼなので農地に違いはないということです。県の方に確認したところ、境界が分からなくても第 3 条でその許可を認めるのは構わないでしょうということだったので、境界未確定の状態ですけど、今回その 3 条で許可することはできるとい

うことにさせていただきます。同じく、この拡大の航空写真の2枚目をちょっと見ていただきますが、これが浮鞭の字庄屋屋式といわれる所です、この中で、筆で言うと28番。ここも同じく、公図の方で1番最後のページをちょっと見てください。当日資料の航空写真で28番というふうに囲っていたのですが、まず、上に1972番という地番がありまして、分筆されています。ここが、たぶん宅地になっているところだと思います。そして、1973-イ+1973-ロとありまして、ここも境界が未確定になっている場所ということになります。後で説明しようと思っておりますが、28番がもうここ非農地の場所になっているので、今回、この3条許可からは除外させていただくというふうに思っています。ちょっとこの境界未確定の2カ所について、議案書送付後に行政書士の方から連絡が来たので、追加でお知らせをさせていただきました。議案書の方に戻ります。

21ページからが、切図、公図を付けさせてもらっていますが、こちら省略させていただきます。29ページからが、現状写真となっております。こちら順番に見ただけなら、航空写真のとおりとなっております。

37ページをお願いします。字庄屋屋式と呼ばれている所なんです、こちらが、例えば37ページなどは、今回3条申請、畑ということで出てきてまして、一定畑として確認ができると思うのですが、次の38ページになると、だいぶちょっと藪になってきているとかなので、かなり見えるように木も生えてきていますので、非農地の判断になるんじゃないかというふうに思います。そして、次の39、40ページも宅地になっていると思われますので、こちらなども非農地の判断になってくると思います。41、42ページは、農地として区分ができるというふうに思われます。

41ページ、ちょっと分かりにくいですが藪のような木が生えてるんですが、この中に果樹が植わってて、ここは畑として確認ができると思います。すいません、ちょっと写真が分かりにくいですが。

43ページが第3条調査書となっておりますので、読み上げさせていただきます。

譲受人、〇〇さん 譲渡人、〇〇さんです。第2項第1号につきまして、譲受人は、水稻および季節野菜を栽培しており 農作業に従事する状況、今後の営農予定の状況などから見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。農作業の従事者として、ご本人と奥様となっております。 所有機械として、軽トラックと小型トラクターとなっております。第2号と第3号は、該当がありません。

第4号につきまして、譲受人は、作業を行う必要がある日数について作業に従事するものと見込まれます。年間250日の作業従事日数となっております。

第5号につきましては、該当ありません。

第6号につきまして、所有権移転後は、これまでと同じく野菜や果樹、水稻を耕作する予定なので、周辺農地への影響はないものと見込まれます。

これまで確認してきたことを参考に、3条でお受けするもの、それから非農地の判断となるものを仕分けさせていただきたいんですが、10ページをお願いします。

こちらの航空写真の中に、1 番から 15 番までが載っておりますが、これらが全て農地と確認ができる場所ですので、こちらは 3 条でお受けさせていただくということでよろしいでしょうか。

次の 11 ページの方ですが、33 番、左上の社と、それから右下の 31、32 番。さっき見ていただいた果樹が植えられてたところなんですが、こちらは農地として確認ができるというふうに思いますので、3 条でお受けしたいと思います。

16 番につきましては、林になってるので、ここは非農地というふうにさせていただきたいと思います。

それから、当日資料の航空写真、2 枚目のところをお願いします。字庄屋屋式なんですが、この中でいきますと右上の 17 番、これが建物に含まれているので、ここも非農地というふうになると思います。それから 24 番、ここも藪に含まれる所ですので、非農地となります。24、25、26、27、ここ近くにかたまってるんですが、27、それから 28、29、30、これら全てがもう農地ではないというふうになりますので、もう藪とか、それから建物が建っている場所になってきてるので、ここらも非農地というふうに判断できるかなと思っています。ですので、以上、今申し上げたところについては非農地証明願で、再度提出させていただくということをお願いができたというふうに思っています。

議 長 確認やけんど。今回、3 条許可申請に出ちょうがでも、今言うたところはもう再度、非農地として出してもらおうと。ほんで、3 条申請としては除外すると、そういうことやね。〇〇さんの方で何かありますか。

〇〇委員 今も言いよったように、11 ページの 16 番はこれ、ずっと 1 年ぐらい前までは栗を栽培しよって、2 年前に耕作者が亡くなってそれから、言うたら耕作放棄地みたいな。ずっともう毎年、これ順繰りに言うたらくろ刈りして作物を植えよったけんど、2 年前から亡くなった関係で、ちょっとここ、この写真の現状になっていると。それと、この下の 31 番のあれは、これはブンタン。そして、この 33 番はこれタバコの人に、〇〇に貸して耕作しよう。田んぼの分は、もう全部耕作してもらってると、そういうことです。ただ、家の前の所にこうやってあるけど、ここにブドウを植えたり、ずっとハンマーカッターでくろ刈りして作物を植えよったけんど、写真の現状が今荒れているような状態ということです。

議 長 その荒らしても農地としては認められるというところは除外すると。で、非農地証明で出してもらおうということでございますので。

何かこの点につきまして質問、ありませんかね。その非農地の分は、再度また提出してもらおうということでございますが、ないですかね。

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。この非農地と認められる所については

除外ということでございますが、それ以外の所は3条申請で承認されます方、挙手願います。挙手全員です。

3条許可申請につきましても、一部非農地除外ということで、承認を受けました。続きまして、3条許可申請の3番、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお願いします。こちらの第3条申請の番号3番ですが、これも2番とちょっと似たようなケースでして、譲渡人さんが〇〇にお住まいの方で、親族である〇〇の譲受人さんに売買を行うというものになっております。ただ、こちらも先の申請と同様に、非農地と思われる個所が含まれていたもので、同じくその3条許可の部分と、非農地で再度手続きしていただきたい部分を確認をさせていただきます。

第3条申請、番号3番、譲渡人、〇〇さんです。譲受人、〇〇さんです。申請地として、黒潮町加持字南サ子トシ592番、田545平米。同じく、字南サ子トシ597番1、田207平米。

字北山入694番、畑138平米。

字中ノ山721番、畑39平米。

字中ノ山736番、畑297平米。

字上ダバ1220番1、畑234平米。

同じく、字上ダバ1220番2、畑138平米。

字上檜森1435番1、田485平米。

字北大ツエ1561番、田327平米。

字北大ツエ1564番、田119平米。

字柳サコ1601番、田168平米。

字墓ノ谷1640番、畑218平米。

同じく、字墓ノ谷1657番、田99平米。

字本山4564番、田2,882平米。

字一本松4615番、田1,154平米です。

理由としまして、所有権の移転、売買となっております。

44ページからをお願いします。

まず、航空機写真となっておりますが、右の真ん中辺りに14番の丸が付いておりますが、ちょっと左下の方にも14番があつて、ごめんなさい。右上の方にある14番が15に訂正となります。14番が2つありまして、右上の方にある14を15番に訂正をお願いします。こちらが、奥の方に行くと小川の猿飼地区の方に入っていく場所です。左下の方に道が見えておりますが、こちらが加持本村へと続く道となっております。

45ページをお願いします。こちらも同じく航空写真となっておりますが、先のページの猿飼地区からさらに奥へ入っていった山奥の場所となっておりますので、こちら全てもう非農地になる場所かなというふうに思います。

46 ページからがゼンリンの地図となっておりますが、ここのゼンリンの地図でも、46 ページ真ん中辺りの 14 番になりますが、これが 15 番になります。すみません。

46、47 とゼンリンの地図ですが、こちらも航空写真と同じですので、省略させていただきます。48 ページからが拡大の航空写真なんですけど、これも先の航空写真の確認と同じような形になるので、省略します。51 ページから 62 ページも、公図ですが、こちらも省略させていただきます。63 ページからが現況写真となっております。まず、63 ページですが、1 番の南サ子トシ 592 番の田、こちらは、ここは田ということなんですけど、もう非農地ということですのでよろしいですか。それとも、やろうと思えば耕作できるので、畑に見えなくもないと。

議 長 やろうと思えば、農地として使えるのでは。畑やね。

事務局 そしたら、一応畑として使うことはできるというところで、今回 3 条の対象とさせていただきます。続きまして、64 ページの 2 番なんですけど、こちら南サ子トシ 597 番 1、田の 207 平米は、非農地でよろしいですか。非農地とさせていただきます。続いて 65 ページですが、これはもう非農地でよろしいですかね。続いて 66 ページなんですけど、これが果樹畑のすぐそばで、一応畑ということにはなってますが、ちょっとのりみたいになってる所なんですけど。

〇〇委員 これは非農地やろうかね。

事務局 67 と 68 も、先ほどの①の所のすぐそばなんですけど、ちょっとこれものりのみみたいな形になっているので、こちらも非農地ということになりますか。

69 ページですが、これはきれいな果樹なので、3 条許可ということで。

70 ページも、これもきれいな田んぼですので、3 条許可ということで。

そしたら、一応、今確認したところをまとめますと、1 番と 14、15 のみ 3 条許可ということにさせていただきます。

2 番目の申請地の一覧、1 番、14 番、15 番を、今回 3 条許可で出させていただきます。1、14、15 です。

続きまして、71 ページが第 3 条調査書ですので、読み上げをさせていただきます。譲受人、〇〇さん 譲渡人、〇〇さんです。第 2 項第 1 号につきまして、譲受人は水稻およびブントンを栽培しており 農作業に従事する状況、今後の営農予定の状況などから見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。作業の従事者として、ご本人とお子さんとなっております。所有機械として、トラクター、コンバイン、田植え機、トップカーとなっております。

第 2 号、第 3 号につきまして、該当がありません。

第4号につきまして、譲受人は、作業を行う必要がある日数について作業に従事するものと見込まれます。年間300日の作業従事日数となっています。

第5号については、該当はありません。

第6号につきまして、農薬の使用については、地域の防除基準に従って使用するので影響はない。所得する農地の周囲は水稻やブントを作っており、取得後も現状を維持して農地として利用するので、周囲への影響はないとのことです。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方から説明がありました。

1番、14番、15番だけ3条申請で、あとは非農地ということで、出してもらうということでございます。何か、担当委員さんの方で補足説明は。

〇〇委員 8月6日、〇〇委員と現場を見に行ったんですが、ほとんどが中に入れんような現場というのが多かったの。大体分かったのが69ページの14番、ブント畑がきれいにつくられていたと。あとは草ぼうぼうの非農地であったと思われます。

議 長 今言ったように、1番と14、15が3条許可申請ということでございますが。今、〇〇さんの方からも説明がありました。あとのものについては、もうほとんど非農地と。入れんような状態であるということでございますが。何かこの件につきまして質疑、ありませんかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思いますが。

この3条許可申請は、1番と14番、15番についてのみ3条申請で、あとは非農地証明として出してもらうということでございますが。そういうことで、承認されますかね。挙手願います。挙手全員です。3条許可申請の3番につきましても、承認をされました。ちょっとここで一旦休憩とします。

(休憩)

議 長 それでは、休憩を終えまして、再開をしたいと思います。
事務局の方から。

事務局 そしたら、次、第2号議案に、1号議案が終わって入る予定でした。

1号議案の2ページ見ていただいたら、申請地が黒潮町入野字七貫5929番1ということになってます。七貫という字が、芝のところで圃場整備で作った所です。農用地区域に入ってます。農用地区域の中の農地は農地転用できませんが、規制がかかっていますので、農地転用するにはいったん農用地区域を外してする必要があります。今現在、その手続

きができてないので、実際農業委員会の方で許可ということができないので、農地転用ができない農地を、今回、議題としておりましたので、いったん取り下げをしていただいて、農地転用するということになったら、先ほどお話ししたように農用地区域を除外をして農業委員会にかける必要がありますので、いったん議案の第2号は保留というか、要は審査しないということによってよろしくお願いします。

議長 分かりましたかね。農用地区域に入っているので、転用ができないと。今回については、もう取り下げ。で、再度またその農用地区域から除外をした場合には、また議案にかけるとのことによろしいですかね。

(質疑等なし)

それでは、議案第2号につきましては、今回はなしということにしたいと思います。それから、議案第3号、農地法第5条許可申請につきまして1件出ておりますが、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条許可後の事業計画の変更承認申請が1件出ております。こちらですが、芝地区の田んぼについて5条許可申請が、先月と、それから昨年度末に出ておりました。譲受人さんが、いずれも〇〇さんなんですが、そちらについて今回、土地利用計画が現状、別々で許可申請が上がってきてその内容で許可してるんですが、県の方と話す中で、一体的に利用する場合は土地利用計画について変更は必要ということの話がありましたので、そちらへの手続きをさせていただくものです。ただ、その変更といいましても、内容自体は各案件で出てきた図面を合わせるだけにはなってくるんですけども、一体的利用ということで、今回その再度の手続きをさせていただきます。加えて、盛土部分。埋め立てをして資材置き場にする、その盛土をする部分の縁を水の逃げ場にするということで3m開けるという話だったと思うんですが、そちらの土止めの方向を、これまでは両壁を垂直につける方向であってきておりましたが、譲受人さんの方から、土羽でその土止めを作るということに代えさせてもらいたいという申し出がありましたので、そちらへの変更を手続きをさせていただくものになります。

78ページからをお願いします。場所等については、これまでも確認済みですので飛ばさせていただきます。

82ページをお願いします。これの右半分が、前回出てきたものの土地利用分で、左半分が、昨年度末に申請があつて許可になった部分です。これがその一体的利用ということで、今回、変更申請を上げるものになります。ただ、内容自体は同じものになります。

次の83ページをお願いします。こちらの断面図なんですが、上の断面図が、先のページ見ていただきますと、この横に引っ張った線の断面図になります。縦と横、それぞれの断面図を付けています。これの端の方に、盛土部分の土止めという工法を、前回まで垂直な

擁壁を立ててたんですが、今回ご覧のとおり、その45度の安定こう配に変えさせていただきたいと。十分な締め固めをして、土が流れ出ないように処理はしたいということで出てきておりました。写真としましては、84ページの現況写真になりまして、こちらについて盛土、そして水の逃げ場を3mつけるということです、これで再度の承認をとということになります。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方からの説明がありました。以前、垂直で、コンクリートでその擁壁を立てるということでございますが、今回、斜めに土がどうか盛土して、斜めにあれしてこれを水路にするということでございます。まあ変更でございますが。この件につきまして何か、担当委員さんの方でありますか。

〇〇委員 以前、酒井さんの方から、84ページ見てもらったら、水路の方へ土がそのまま残ってたんですが、今、完璧に3mまで土を退けてます。両方を退けてますんで。そういう変更だと思います。以上です。

議 長 ほいたら、現段階では、その土を退けて水路にしてると。
何か、この件につきまして質疑・質問ありませんかね。再々改正、まあ変わるんですが。

〇〇委員 素人の考えながやけんど、セメントで固めてこの水路を作るかと、土羽いうたら泥でやるがやろう。まあ、雨が降ったら泥が流れるとかそんながで、やっぱしこのセメントの方がええというふうな考えはないものでしょうか。

議 長 それは経費が高い。安全性はそれは皆思うけんど、お金が掛かるけんそういう、その土でいかんろうかというふうに出ちょうがやないろうかと思うがやけど。

〇〇委員 84ページの水路があるじゃないですか。ここを拡張するような計画があるんですよ。

事務局 具体的な話ではないがですけど、将来的に、例えば地区がすごく水はけがいいような構造改善、土木の工事計画などをやってですね、今と状況が変わってきたら、この水の逃げ場も必要なくなるかもしれないと。そういうときが来れば、今、水を逃げ場まで3m掘っちゃうところも申請者としては土地として使えるけん、そういうときは、使える土地をちょっと広げてそれでL字で擁壁をつくような、そういうことも考えたいという話は出ておりました。

議 長 現在は、言うたら斜めに取りことにして、土羽で固めるということですか。

それで、土地が流れたりするとは思いますがやけど、雨降った場合は。そのときには、もう〇〇が直してもらえないかなあね。そこはちゃんと言うてもろうちよかんと、そのま まやりっ放しでは困るわね。そういう話はしちよかんと。

〇〇委員 この案件が出ちゃったけん、僕、今日この会場へ来る前に佐賀の申請が許可になったわけですが、そこの現地見てきたわけですが、手つかず、そのままいうか、そのままになってしもうちょう。

また、農地パトロールのときに見てもろうて。

議 長 埋め立てもまだしてないということですね。

〇〇委員 まだ、全然手つかず。

この資材置き場も、津波の被害が心配やけんちょっと高台とかね、津波の心配のないところへ資材置き場を構えたという話があった思いよったけど、全部、この津波の心配のある所ばかりいうか。

また、農地パトロールのとき見てもろうて。

〇〇委員 これを許可したかは農業委員会やろう。許可するろう。

ほんで、雨が降って流れるろう。そしたら町の土木部門も対応するがやろか。

事務局 ご本人が対応をせないかんですね。

〇〇委員 うん、対応せないかんけど、崩れた場合、ご本人に元どおりにしてくださいって言うが、町の土木部門になるが、農業委員会とはまた別になるが。

事務局 そこが言えるかどうかというが、まず一つはあります。条件というのが、法的に縛りがある条件というのを付けることがいいのかどうかということがあるので、まずですよ。やけど、許可としてはこういう形で許可しちようけんというがはあるがですけど、崩れたり現状が変わったら直さすかは農業委員会になりますね。形が変わったらね。今、周辺の農地に影響するからということで、今回土羽、と最初は擁壁やったがですけど、土羽で3mあけますよ。それ自体ご本人さんが、それで構わないということで図面を描いて許可になってるので。その図面どおりになってなかったらですよ、そのときには農業委員会の方が、まあ周りの農地に影響があるということで、土羽をこの絵のどおりに直してもらえないかんということですね。整理としては。そこを農業委員会として言えるかどうかですよ。人は今、それをした方が安全ということはそうながですけど、土羽やったら逆に農地へ影響があるのかということ、今度は農業委員会としてそれを考えないかんという

か、そういう事まで。土羽やったら農地に影響ありますよ、コンクリやったら農地に影響がないですよ、ということを土羽のいかん利用を農業委員会が考えないかんようになるので、そこまでして擁壁に、まあ言うたらお金を掛けらしてですよ、待つのかということです。

議 長 5条の場合、転用した場合はもうここは農地でないなるわけよね。ここは資材置き場になるわけやし。ここは農地からもう除外するわけやけん、ここをどうこう言うことはないけん、その仮道とか周辺農地にその土が流れた場合は、それはもう農業委員会が、これは直してくださいということが言えらあね。ほかの農地に影響があるけんここは直してください、ということとは言えると思うがよ。

事務局 農地に影響があるということで。

議 長 ここら辺り、農地はあるが？ないが？
なかなかそうなってくると、農業委員会としても農地に影響がない場合は言えなあね。もうそこらあたりは、さっき〇〇さんが言いよった、そこらあたりのその周辺地域のところらに影響がある場合は町の土木部門とか、そういうとこに言うてもらわないかんなるわね。もう農地でないなるわけやけん。で、周辺農地に影響がある場合は農業委員会が言えると思うがよ。

〇〇委員 これ一つ聞きたいがやけんよ。
今のこの申請箇所やけど、これの下地域、ずうっと。あちらは農用地区域ではないわけ？

事務局 農用地区域ではない。

〇〇委員 もう一つ聞くけど。
今のこの申請の所、農用地区域ではない。そして、そのさっきに出ちよった先送りになったとこ、この下の。ここは農用地区域？

事務局 そうです。圃場整備という整備をして。圃場整備をした所は、農用地区域に原則は入れんといかんがですよ。芝の裏とか、ここの谷の横なんかも、前のスーパーがあった所の奥側の辺りなんかが入野で圃場整備をした所ですので、農用地区域に入ってます。言えば、農業のために区画整備ですよ。田んぼの1枚を広くすとか農道を広くするというのは圃場整備ですので、そういう事業を入れているので、農用地区域に入っているということです。

〇〇委員 今、私らの考えでは、この今許可を先送りにしたとこ、あそこは普通、この役場ができるまでは山の上やなかった？

事務局 あそこは山の上じゃない。

〇〇委員 けど、あそこでは田んぼはできんはずやけん。あれだけ高いとこで水はないけん。

事務局 畑か田んぼのはずです。耕作をちゃんとしよったかどうかというのはあるとは思いますが、すけど、言えば、〇〇分かります？入野の芝にある。そこの横と一連でやってるはずですね。

議 長 この案件について、議決をとらないかんがやけんど、言うたら前はコンクリートで計画しちよったのを、今回、土羽で3mの水路を取るということですが、それで承認を受けてもいいですかね。承認されます方、挙手願います。

挙手多数です。

5条許可申請の許可後の事業計画変更承認ということで、承認をされました。

続きまして、議案第4号に移ります。形状変更届が1件出ております。事務局の方から、説明をお願いします。

事務局 議案書3ページをまたお願いします。

議案第4号、形状変更届、1件出ております。

番号1番、届出人、〇〇さんです。届出地としまして、黒潮町拳ノ川字下屋敷163番、田423平米。同じく、字下屋敷164番、田1,359平米です。届出理由としまして、除草作業とともに盛土を行い、耕作を行う上で利便性の向上を図りたいとのことです。

85ページからをお願いします。まず、85ページの航空写真になりますが、こちら縦に流れている川が伊与木川になります。右下の方に、拳ノ川インターが見えております。今回のこの届出地の左側辺りに、2、3年前ぐらいに転用申請が出ていた場所になります。続きまして、86ページがゼンリンの地図となっております。

続きまして、87ページが拡大の航空写真です。枠でここ囲んでないんですが163と164になっておりまして、今回の申請が。こちら今、田んぼになっていますが、この左側の方が以前転用申請が出てきて、今、砂利が撒かれた宅地になってる場所となります。

続きまして、88ページが公図となっています。今回申請地の上に見えておりますのが、これが一応国交省所有の道敷となっております。右側に縦に長くなっているのが、これも国交省の水路となっております。それ以外は、全て田んぼとなっております。89ページが、

今回形状変更の図面となっております。2mほど盛土を行う予定ということです。こちら、公共工事の方で残土が出るということで、それを徐々にこちらへ入れて盛土をしていって畑にしていくということにしております。90 ページが現況写真となっております。一応、先ほど公図を基にお話しました周囲に田んぼがあります。事務局から以上です。

議 長 今、事務局の方からの説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明あれば、お願いします。

〇〇委員 私、この現場に今回来てないがです。〇〇くんが来てくれることになったようですけども、許可決定して私が分かる範囲を説明しますが。この下にある、87 ページの 166 は田んぼなんですけど、これも私が耕作しておりまして、持ち主は〇〇が地権者ですけども、その今回埋め立てるとする所との落差が約 3m ぐらいあります。そして、この真ん中にあるのは水路なんですけど、この水路から上を埋め立てるようですので、直接〇〇には影響がないと。そして、この右手にある田んぼの、ここに農道がありまして、そしてこの水路があって、その水路の下流側を埋めるということです、この右側にある田んぼにも影響はないものと思われます。そして、現状は、90 ページにあるような、今草ぼうぼうで、ひとつも田んぼと言えるようなもんじゃありません。私は、ここに田んぼがありますのでちょこちょこは通りますので、この現状はよく分かっております。以上です。

議 長 埋め立てても問題はないということですね。今、〇〇さんの方からの説明がありました。周辺にはあまり影響はないということですが、この件につきまして何か質疑、質問はありませんかね。現状はもうほとんど耕作放棄地みたいになってますけど、埋め立てて畑にすると、そういうことです。何かありませんかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

議案第 4 号、形状変更届につきまして承認されます方、挙手願います。

挙手全員です。

議案第 4 号につきまして、承認をされました。

議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について。当日資料で利用権の設定につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 当日資料の 1 ページ目をお願いします。利用権の設定で、全て相対となっております。まず一番最初、上段から読み上げさせていただきます。ナンバー 6-34、大方 6-31、貸付人、〇〇さん、借受人、〇〇さんです。設定期間としまして、令和 6 年 8 月 31 日から令和 7 年 8 月 30 日の 1 年間となっております。場所としまして、上田ノ口字エゴ 1935 の〇

〇となっております、こちら再設定となっております。続きまして、6-35、大方 6-32、貸付人、〇〇さん、借受人、〇〇さんです。設定期間としまして、令和 6 年 1 月から令和 10 年 12 月 31 日までです。場所としまして、入野の字西ヒジリ 3428-1 で、作目がショウガとなっております。こちら、場所は早咲のローソンのすぐ隣にあるコスモス植付けをしている辺りで、ここにありますように令和 6 年 1 月以前からちょっと借りてたようなんですが、届出を出しなかったということで今回出されてきた分ですので、一応新規ということになります。続きまして、下の線が全て一括の場所になってくるので、併せて説明をさせていただきます。ここ、下田の口の田の口分岐から入っていった〇〇さんが、以前、これまでハウスでやっていた場所になります。地権者が〇〇さんと、それから下にあります〇〇さんのお二人となっております、借受人としては、ここに載ってます〇〇さんが耕作をするということで出てきております。全て、期間としては令和 6 年の 8 月 9 日から令和 21 年 8 月 8 日、15 年間ということで出てきております。筆としまして、入野の字霜月田で 9 筆となっておりますが、これが、ハウスが 10 連棟ぐらいのハウスが建ってる場所なんです、筆が凄く細分化している場所なので、こういうふうに 9 軒に分かれています。作目は、全てこちらの場所がキュウリとなっております、〇〇です。で、合計 1 反 5 畝ぐらいになってくるので、〇〇ということで聞いております。こちらが新規の設定となっております。今回の案件については以上です。

議 長 今、事務局の方からの説明がありました。
利用権の設定につきまして何か質疑質問ある方、挙手願います。

〇〇委員 〇〇君のがよね、反当たりこれ〇〇なっちゃうけど、〇〇いうあれじゃないが？

事務局 現金で、反当たり〇〇です。

議 長 この利用権の設定につきましては、この間の設の方で農業会議の方で説明がありましたけど、来年の 3 月から、言うたら公社いうか中間管理機構を通して、もう個人個人の相対の利用権の設定はないようになるということで、全部もう中間管理機構を通して利用権の設定をします。そういうふうになってきたというようなことは大野会長の方からも説明を受けましたので、多分そうなると思います。で、個人個人でのその設定いうものはなくなると。

事務局 結構前に 1 回だけ説明させていただいたのですが、地域計画というものが今年度末に全市町村完成するというので、その地域計画ができれば、議長がおっしゃったその利用権設定は全部中間管理に変えていかないかんというようになるようなので、全国一斉にそういう取り扱いになってきます。

ちょっとこの場を借りて、またご説明させてもらおうと思ってたのですが。

今、農業振興課の方で地域計画を作ってまして、一定、年度当初に送らせていただいたアンケートを基に、今後の耕作の計画とか土地に対しての意向などをまとめてます。

その中で、前に見ていただいた、農地に色付けをしてできるだけ効率的な耕作をしていくというような農地の地図をちょっと作っていかうとしてます。なので、うちで把握できちょうところは色付けをして、農地の色付け地図いうのがを作っていくようですが、分からんところについて各担当の農業委員さんに地図を渡させてもらって、分かる所について色塗りをお願いさせてもらいたいというのについて今話してまして、そこはもう分かる範囲で構いませんので。再度ちょっとお願いさせていただくようになると思いますが、すいませんがまたお願いします。

議 長 取りあえず、この利用権の設定のがを承認を受けないかんがやけど。

〇〇委員 来年の3月になったら、そのようなことになるいうて言うたろう？

今までのがでね、お金は要りませんよ、0円ですよいうのががあったやいか。中間管理機構が入ったら0円いうとこはないなるが？

事務局 それは大丈夫です。

議 長 中間管理機構に0円でいいですよいうて言うたら、かまんがやない。

〇〇委員 一律で決まるわけではないがやね。

事務局 内容で何か変わるというものはないです。中間管理機構が間に入るというだけで。

議 長 今まで個人個人でやりよったもんを、その中間管理機構が間にかんでもらうと、そういうことになります。

〇〇委員 はい、分かりました。

議 長 この件につきまして、利用権の設定ですが承認されます方、挙手願います。
挙手多数です。

議案第5号につきまして、利用権の設計につきましては承認されました。

これで議案を終わりますので、いったん記録止めます。

(午後3時43分終了)